

平成19年9月14日
四国行政評価支局

国の合同庁舎等における災害対応自動販売機の設置促進等

－四国地域行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえたあっせん－

総務省四国行政評価支局では、以下の行政相談の申出について、四国地域行政苦情救済推進会議（座長：土田哲也高松大学経営学部教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成19年8月3日、関係機関（10機関）に対し、災害対応自動販売機の設置促進等について、あっせんを行いました。

関係機関は、次のとおり。

高松高等検察庁（高松法務合同庁舎管理庁）、四国地方整備局（高松サポート合同庁舎管理庁）、四国運輸局（高松第2地方合同庁舎及び高松港湾合同庁舎管理庁）、独立行政法人国立病院機構善通寺病院、同機構高松東病院、同機構香川小児病院、独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院、国立大学法人香川大学医学部附属病院、四国旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社四国支社

【行政相談の要旨】

四国地域は、東南海・南海地震が起きたときは、相当な被害が生じると言われており、地方公共団体の庁舎等においては、地震等の災害時に無料で清涼飲料水が提供される自動販売機（災害対応自動販売機）が設置されている状況がみられる。このような取り組みは、施設利用者にとって安心できるものであることから、国、独立行政法人等の施設にも、災害対応自動販売機の設置を進めてほしい。

背景事情

★ 四国全県が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定、断水被害が想定

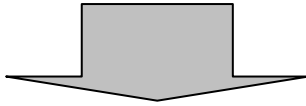
- ◇ 四国全県は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域に指定
- ◇ 中央防災会議（会長：内閣総理大臣）に設置されている東南海、南海地震等に関する専門調査会では、東南海・南海地震による断水被害は、地震直後で約1,600万人、地震の1日後で約1,100万人、2日後で約1,000万人に及ぶ、と想定
- ◇ 中央防災会議では、平成18年4月、「東南海・南海地震応急対策活動要領」を策定し、「東南海・南海地震時における食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動は、被災者の生活を維持するために必要不可欠な活動である。」としている。

災害対応自動販売機の設置状況

関係機関（10機関）における清涼飲料水自動販売機の設置台数：378台

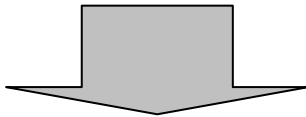
⇒ うち、災害対応自動販売機：10台（2.6%）

※ 当局が関係機関から聴取した結果による（平成18年度末時点）。



あっせん（要旨）

- ① 地震等の災害時における飲料水の調達及び供給確保を図る観点から、関係機関の管理下にある公共の施設において、災害対応自動販売機の設置を促進すること
- ② 広く一般の国民が容易に災害対応自動販売機を利用することができるよう、例えば、設置場所を施設の1階とする、あるいは設置場所が分かるように掲示を行うこと



あっせんの結果、関係機関において、

- ① 施設の1階等誰もが容易に利用できると考えられる場所に、災害対応自動販売機を設置する、または災害対応自動販売機の設置に向けて関係者と協議を行う（8機関）、
- ② 災害対応自動販売機の設置場所が分かるように、施設1階の玄関に掲示を行う（2機関）、等の措置が講じられることとなりました。

○ 行政苦情救済推進会議

総務省四国行政評価支局に寄せられた行政に関する苦情等の処理に民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、国民の立場に立った苦情救済活動を効果的に推進することを目的とした会議。

会議の現在のメンバーは、次のとおり。

座長	土田 哲也	高松大学経営学部教授
委員	前川 雅一	四国経済連合会理事
委員	中井 慶子	香川県ユネスコ連絡協議会会長
委員	兼間 道子	日本ケアシステム協会会長
委員	中野 等	四国新聞社編集局次長



(担当部局)

首席行政相談官室

首席行政相談官 三木

行政相談官 向山

電話：087-831-9204

FAX：087-831-4510